



2025 年 7 月 15 日

各 位

会 社 名 T O A 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 谷口 方啓
(コード番号 6809 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営管理本部長 木原 功雄
(TEL 078-303-5620)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 7 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」または「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025 年 7 月 30 日
(2) 処分する株式の種類 および数	当社普通株式 26,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,006 円
(4) 処分価額の総額	26,156,000 円
(5) 処分先およびその人数 並びに処分株式の数	代表取締役および業務執行取締役 4 名 23,000 株 執行役員（取締役を兼務する者は除く） 3 名 3,000 株

2. 処分の目的および理由

当社は、2019 年 5 月 8 日開催の当社の取締役会において、当社の代表取締役および業務執行取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対して、株主の皆様とのより一層の価値共有を図るとともに、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度 I」といいます。）を導入することを決議いたしました。

2019 年 6 月 20 日開催の当社第 71 回定時株主総会において、本制度 I に基づき、譲渡制限付株式の付与のための報酬として、対象取締役に対して、年額 1 億円以内の金銭報酬債権を支給すること、割当てる譲渡制限付株式の総数は年 120,000 株以内とすることおよび譲渡制限付株式の譲渡制限期間として 20 年間と定めることにつき、ご承認をいただいております。

また、当社は、2025 年 3 月 13 日開催の当社の取締役会において、本制度の対象を広げ、当社の執行役員（取締役を兼務する者は除き、以下、「対象執行役員」といいます。）を対象に、株主の皆様とのより一層の価値共有を図るとともに、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する

株式報酬制度（以下、「本制度Ⅱ」といい、本制度Ⅰと併せて「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本日、当社の取締役会決議により、割当予定先である対象取締役および対象執行役員に対し、金銭報酬債権 26,156,000 円を支給し、対象取締役および対象執行役員が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、譲渡制限付株式として当社普通株式 26,000 株を割当ててことを決議いたしました。なお、各対象取締役および各対象執行役員に対する金銭報酬債権の額は、本制度の目的および各対象取締役および各対象執行役員の職位・成果を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各対象取締役および各対象執行役員が、当社との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

＜本制度Ⅰ＞

(1) 譲渡制限期間 2025 年 7 月 30 日～2045 年 7 月 29 日

上記に定める譲渡制限期間（以下、＜本制度Ⅰ＞において「譲渡制限期間」という。）において、対象取締役は、当該対象取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が、下記(3)に定める任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役の地位を退任した場合には、2025 年 7 月から対象取締役が当社の取締役を退任した日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果、1 を超える場合には 1 とする。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)記載の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社は、これを当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株

主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い対象取締役が当社の取締役の地位から退任することとなる場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日において対象取締役が保有する本割当株式の数に、2025年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を無償で取得するものとする。

<本制度Ⅱ>

(1) 譲渡制限期間 2025年7月30日～2030年7月29日

上記に定める譲渡制限期間（以下、<本制度Ⅱ>において「譲渡制限期間」という。）において、対象執行役員は、当該対象執行役員に割当てられた譲渡制限付株式につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象執行役員が譲渡制限期間中、継続して、当社の執行役員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象執行役員が、下記(3)に定める任期满了、死亡、取締役または監査役への就任、社員定年その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に執行役員の地位を退任した場合には、2025年4月から対象執行役員が当社の執行役員を退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において対象執行役員が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、対象執行役員が譲渡制限期間満了前に当社の執行役員の地位を退任した場合には、その退任につき、任期满了、死亡、取締役または監査役への就任、社員定年その他当社の取締役会が正当と認める理由を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)記載の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社は、これを当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象執行役員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象執行役員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象執行役員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（以下、「組織再編等承認時」という。）

であって、かつ、当該組織再編等に伴い対象執行役員が当社の執行役員の地位から退任することとなる場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日において対象執行役員が保有する本割当株式の数に、2025 年 4 月から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を無償で取得するものとする。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2025 年 7 月 14 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である 1,006 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

5. その他

対象取締役および対象執行役員が譲渡制限付株式を交付することが困難な非居住者の場合には、譲渡制限付株式付与のための報酬に代えて、金銭報酬（ファントムストック）を支給します。

このファントムストックの付与に関する条件については、本制度Ⅱと同様とします。

以 上